

令和2年東御市議会6月定例会
招集あいさつ（所信表明）
（令和2年6月4日 午前9時開会）

1 はじめに

本日ここに、令和2年東御市議会6月定例会を招集申し上げましたところ、議員各位におかれましては何かとご多用の中、ご出席を賜り、厚く御礼申し上げます。

2 諸般の情勢

昨年12月に中華人民共和国で確認された新型コロナウイルス感染症は、今年に入ってから人類を脅かすほど、世界規模で感染が拡大し3月11日、WHO（世界保健機関）は「世界的大流行」いわゆるパンデミックにあると表明しました。

日本政府は、2月に指定感染症として定める政令を公布するとともに、更なる感染拡大と医療崩壊を防ぐため、4月7日、7都府県に「緊急事態宣言」を発令、同月16日には対象区域を全都道府県に拡大し、全国で外出と移動の自粛、休業の要請、学校の休校等の対策がとられました。

過去に例のない国を挙げての取り組みにより、その後、感染状況が比較的落ち着きを見せる中、新規感染者数が減少傾向にあり、感染拡大を防止できるレベルまで抑え込むことができたとして、5月14日に長野県を含む39県の「緊急事態宣言」が解除されました。

継続された特定警戒8都道府県においても、近畿3府県が21日に、北海道と首都圏4都県が25日に解除され、1ヶ月半にも及ぶ「緊急事態宣言」が全て解除となりました。

しかしながら、宣言解除に伴い対策も一定程度緩むことにより、感染の第2波、第3波も懸念されているところでもあります。

今後も、油断することなく感染予防に対して細心の注意を払いながら、日常生活における安全性を確保し、社会経済活動を回復させていくことが最も重要であると考えております。

まず、医療崩壊を絶対に起こさせない、そして、新型コロナウイルスに関する、正しい知識・情報に基づく冷静な対応、「うつらない」、「うつさない」「ひろげない」ための行動を日常に取り入れた「新しい生活様式」の実践と定着に、市民の皆様お一人おひとりのご理解とご協力を改めてお願い申し上げます。

また、新型コロナウイルス感染症による小中学校の休校をはじめ市民生活、地域経済等への影響は深刻な状況にあります。

市としましては、「感染症」から市民の命と健康を守ること、「感染症の影響」から市民の生活を守ることの両立を目指して最大限の取り組みを行ってまいります。

基本的には「保健・医療」、「産業・経済」、「子育て・教育」への対応を3本の柱に位置づけ、重点的に支援してまいります。

即効性のある支援と、長期化することへの対応、更には、この事態が収束した後の市民生活、経済活動への対応といった、それぞれの局面を想定しつつ、必要な支援を迅速に行ってまいります。

3 所信の表明

さて、4月12日の市長選挙に際しましては、市民の皆様を始め、多くの方々からご信任をいただき、四たび東御市のかじ取り役を担わせていただくこととなり、身の引き締まる思いでございます。

その職責の重さを改めて感ずるとともに、市民の皆様の大きな期待と信頼に応えられるよう、皆様の声に真摯に耳を傾けながら、初心を忘れず、公約実現に向けて全力を注いでいく所存でございます。

市民の皆様並びに議員各位におかれましては、引き続きご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

4期目の市政を担うにあたりまして、私の所信と施策の基本的な考え方を述べさせていただきます。

私はこれまでの12年間、市政運営の基本方針として、「互いに支えあうまち」、「お産が出来て子育てしやすいまち」、「魅力あふれるまち」、「移住者をいざなうまち」を掲げ、その実現に向けた様々な施策を展開してまいりました。

今後4年間は、これらの施策の充実を図るとともに、災害からの復興を成し遂げ、災害に強い暮らしやすいまち、本市が持つ地の利を最大限に活かし、「持続可能な美しいふるさとづくり」を進めてまいります。

その実現に向けた主要な施策について、申し上げます。

(1) 災害に強いまちづくり

まず、令和元年台風第19号災害からの復興についてでございますが、災害の発生から7ヶ月が経過し、被災した現場の復旧が国や県、関係団体等の協力をいただく中、着実に進んでおります。

市民生活に欠かすことのできない道路や橋梁といったライフラインや、土砂の堆積などにより作付けが困難な農地などの復旧・復興を一日も早く成し遂げるよう引き続き全力で取り組んでまいります。

災害に強い道路網及び河川の整備につきましては、安全・快適な道路環境の整備を目指し、県東深井線、常田新張線事業の促進を図るとともに、橋梁長寿命化修繕計画等に基づき、橋梁、舗装の修繕を行ってまいります。

また、国道18号バイパスや主要県道等幹線道路の整備、河川改

修の促進につきましても関係機関と協力し早期実施に向け進めてまいります。

災害時における情報収集及び緊急情報の発信につきましては、既存の伝達手段であります「防災ラジオ」や「メール配信とうみ」等の利用促進を図るとともに、ホームページの充実、エフエムとうみ、ケーブルテレビとの連携強化、各種SNSや「防災速報アプリ」を活用するなど、状況にあわせた情報発信手段の充実を図ってまいります。

また、市民の災害に対する意識の向上、人的被害を未然に防ぐため、土砂災害洪水ハザードマップの更新も進めてまいります。

(2) 湯の丸を活用した地方創生

次に、湯の丸を活用したまちづくりでございますが、昨年10月に、国内初となる高地トレーニング用屋内プールが完成し、国内最高峰の400m陸上トラックなどと共に、日本を代表する高地トレーニング施設、「GMOアスリートパーク湯の丸」としてオープンしました。これまで多くのアスリートがこれらの施設でトレーニングを行い、好成績を収めております。

5月末まで、新型コロナウイルスの影響により施設使用を中止しておりましたが、再開後は、湯の丸高原をはじめ、東御市を訪れたトップアスリートが情報発信していただくことで、本市の認知度の向上と新たな交流人口・関係人口による地域活性化に繋げてまいりたいと考えております。

また、一般開放や高地トレーニングを体験する機会などを通じて、市民の健康づくりの場、市民の利用しやすい施設となるよう市民に向けた情報発信にも努めてまいります。

屋内プールが日本水泳連盟の推薦によって、日本を代表する高地トレーニング施設として、本年3月30日付で「JOC日本オリンピック委員会 水泳競技強化センター」の認定を受けました。

JOCから正式認定されたことで、今後、東京五輪日本代表選手の強化トレーニングに利用されることとなります。

この認定を追い風に、東御市だけでなく、周辺市町村と連携する中、高地、準高地とそれぞれの標高差を活用した陸上施設等も一体的に捉え、国の「ナショナルトレーニングセンター高地トレーニング強化拠点施設」の指定を目指してまいります。

湯の丸屋内プール施設につきましては、市の財政負担なく完成したところであり、今後も、一般財源に手を付けずに運営していく方針に変わりはありません。寄附金の状況等、市民の皆様へ情報を発信し、ご理解を得ながら、引き続き外部資金による財源確保に邁進してまいります。

(3) 人口減少対策

次に、第1期まち・ひと・しごと創生東御市総合戦略の展開により芽を出した、“とうみへの新しい人の流れ”を確かなものとしていくため、認知度やイメージを意図的に高め、本市の総体的な価値を向上させる取り組みが極めて重要になっています。

多くの人々の認知と関心、共感を得て、“来ていただく、住んでいただく、応援していただく、愛着をもっていただく”ことを目的に、地域の活力を維持・増進させ持続的な発展に繋げていくためのシティプロモーション戦略を策定してまいります。

少子高齢・人口減少化社会にあって、持続可能な地域づくりを目

指していくためには、これまで以上に地域外の人材の力を地域に取り込み、地域づくりの担い手として、地域力の維持・強化を図ることが必要であります。

このため、移住・交流施策を更に進めることはもとより、地域や地域の人々と多様に関わる「関係人口」に着目し、地域へ寄せる想いを資金や知恵、労力の提供に繋げていただけるよう、多様な人と人のネットワークを構築して、地域が活性化する仕組みづくりに取り組んでまいります。

観光による振興では、昨年で10軒となったブティックワイナリーや祢津御堂地区のワインぶどう団地などを巡るワインツーリズムを充実させ、地域の産業、歴史、文化、伝統、景観といった地域資源と融合した、ワインをテーマにした滞在型・交流型の観光地域づくりに取り組んでまいります。

また、陸上・水泳を中心とした合宿誘致のため、テレビ、雑誌、新聞等によるメディアを活用したプロモーション活動や、各種大会での誘致活動、首都圏からの誘客を増加させるためのスポーツツーリズムイベントの開催等により、交流人口の拡大も目指してまいります。

これにより、観光の繁忙期や合宿が集中する時期には宿泊施設の不足が予測されることから、宿泊機能の充実は欠くことのできない重要な要素であります、既存の宿泊施設や民泊施設とのネットワークを構築しながら、地域と一体化した宿泊機能の充実に努めてまいります。

空き家の利活用に関しましては、空家対策計画に基づく特定空家の認定や空き家バンク制度等の空き家対策全般に関する情報を市内外の納税者等に周知を図るとともに、各地区における勉強会

の開催など、地域と協働により利活用可能な空き家を模索し、空き家バンクによるマッチングを積極的に進め移住定住の促進を図ってまいります。

(4) 行財政の健全化

次に、行財政の健全化についてでございますが、私が市政を担って以降、限られた財源の有効活用と地方債残高の抑制に一貫して取り組み、有利な補助金や交付金の活用に最大限努力してまいりました。

就任当時には公営企業債を含め 398 億 8,400 万円ほどであった地方債残高は平成 31 年度末見込みでは 303 億 265 万円となっております。

この間、土地開発公社の改革や借入金の返済にも努め、合併特例債や第三セクター等改革推進債などの大型な起債の発行がありましたが、その成果は確実に現れており、今後も健全な財政運営に取り組んでまいります。

今日の行財政運営は、投入する費用とそれによって得られる便益を分析し、予算や人員など限られた資源をどのように配分すれば市民にとって最大の利益をもたらすことができるのかを判断し、より必要性和効果の高い施策や事業を見極めて資源配分していくことが求められています。

第 4 次行政改革大綱における行政改革推進計画に基づき、市民サービスの向上と業務の効率化の双方を実現するために、事務事業の徹底した見直しとともに、ICT の活用や民間活力を積極的に取り入れ、スリムで機能的な行政運営を目指してまいります。

(5) 子育てしやすいまちづくり

次に、子育て支援についてでございますが、福祉医療制度とし

て医療費窓口負担の軽減を現行 15 歳までとしているものを、今後、財源の確保を図りながら、18 歳まで拡充することに取り組んでまいります。

和児童館の移転につきましては、児童館と放課後児童クラブを同じ建物で運営していくこととし、平成 31 年度で設計を実施、令和 3 年度からの建設工事の実施を目指し、国及び県に対する財源の確保を行ってまいります。

また、老朽化の進んでいる各児童館につきましても移転・改築の是非を含めて検討に入ってまいります。

小中学校における G I G A スクール構想につきましては、その実現に向け、市内小中学校の児童生徒全員へのタブレット型端末の配備及び学校施設におけるインターネット接続環境の整備を早急に進めます。

不登校や不適応などの児童・生徒には、担任を中心としたチームで支援する態勢を調えるとともに、心の教室相談員やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等と連携して、それぞれの児童・生徒に合った学びの場の提供や、わかる喜び、できる喜びを体感できる授業改善に努め、居場所、生きがい、存在感が感じられるような環境を調べてまいります。

(6) 健康で元気な協働のまちづくり

次に、健康で元気に暮らせる地域づくりとしましては、高齢者が安心して身近な地域で自立した生活を送れるよう、小学校区単位のモデル地区を選定し、関係団体と連携しながら、通いの場の立ち上げや担い手の育成等に取り組み、高齢者の社会参加の充実

を図ってまいります。

さらに、高齢者を地域で支えるため、医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムを構築するとともに、高齢者の健康状態の把握や運動指導など、医・産・学・官・地域の連携によるフレイル予防対策に取り組んでまいります。

また、市民病院におきましては、在宅医療や施設への復帰支援を積極的に進め、緊急時の受け入れなど、病院として地域包括ケアの一部を担う体制の充実を図ります。

本年度、現行の計画が最終年度を迎える、「東御市障がい者計画」また、「東御市障がい福祉計画」、「東御市障がい児計画」の次期計画を策定する中で 障害者が暮らしやすい社会に向けた支援の方策の検討、充実を図り、尊重し合って地域で安心して暮らすことができる地域共生社会の実現を目指してまいります。

また、障がいの有無や年齢にかかわらず誰もが一緒にできるユニバーサルスポーツの「ボッチャ」の普及を柱に、ユニバーサル社会の実現に努めてまいります。

次に、市内5地区の地域づくり協議会の活性化支援につきましては、「地域ビジョン」の実現に向けて、「地域づくり推進交付金」を拡充するとともに、地区担当職員や地域づくりサポーターによる支援体制を強化し、地域活動の活性化を図ってまいります。

また、地域に必要なコミュニティ事業のモデル地区として、芸術むら公園周辺の地域住民・企業・事業者・団体などの連携のもとで公園の魅力アップや、来訪者の増加、情報発信等賑わい創出のため、エリアマネジメント運営会議を立ち上げ事業を推進します。

さらに、アートイベントの運営にも協働して取り組み、市民参加型のイベントとして定着を図ってまいります。

一人ひとりの人権が尊重されるまちづくりの推進に関しましては、「平和と人権を守る都市宣言」の理念に基づき、核兵器廃絶と恒久平和、人種・民族等いかなる違いも越え、尊重し合える社会を目指すとともに、行政のあらゆる分野において人権に配慮し、市民や地域、事業者、行政などが一体となって「全ての人が尊重されるまち」の実現に努めてまいります。

(7) 農業・産業振興

次に、農業及び産業振興でございますが、新型コロナウイルスの感染拡大防止に伴う外出自粛や休業要請などの経済活動収縮により、地域産業は甚大な影響を受けています。

このため、まずは、感染防止を徹底し、雇用の維持と事業継続の支援を最優先に取り組むとともに、収束後には、本市への人の流れの回復やにぎわいの創出に向けて、消費喚起のための地域経済活性化事業を迅速に行ってまいります。

ワイン産業の推進につきましては、ワイン用ぶどうの苗木の不足を解消し、将来に向けて安定供給を図るため、サンファームとうみに整備した果樹苗木栽培用施設を活用して、将来の目標年間生産本数 20,000 本に向けて取り組みます。

また、ワイン用ぶどうの安定生産に向けた生産者支援として、国の補助事業を活用して農業用機械や農業資材の導入に対する支援をしてまいります。

6次産業化に取り組む事業者への支援としましては、事業の多角化・高度化への取り組みに対する支援を積極的に進めるととも

に、ワイン産業を機軸とした農畜産物のブランド化や6次化商品の情報提供等の支援も進めてまいります。

また、ふるさと納税者が求める返礼品として本市の特産農産品の需要は極めて高く、とりわけ、巨峰やシャインマスカットは農産品ニーズの8割に上っております。

これら主力返礼品のロットの確保は基より、潜在的に需要のある畜産物資源の開拓や6次化製品のラインナップ化を図ることにより、返礼品における農産品の充実・強化に取り組んでまいります。

(8) 環境保全対策

次に、上田地域広域連合の資源循環型施設・統合クリーンセンター整備についてでございますが、資源循環型施設検討委員会がこの3月まで計9回開催され、4月21日に検討委員会から広域連合長に協議結果の報告がされたところでございます。

今後の進め方については、この協議結果を受けて住民説明会を地元4自治会で開催するとともに、圏域住民への周知を行った上で、環境影響評価を実施したいとしております。

本市としましても、資源循環型施設の早期建設に向けて、広域連合及び関係市町村と協力してまいります。

地球温暖化対策を今の社会情勢に合わせた形とするため、本年3月に策定した、「第2次東御市地球温暖化対策地域推進計画」の趣旨に基づき、市民・事業者・行政の協働により、太陽光発電等の再生可能エネルギーの導入促進、温室効果ガス排出量の削減に取り組み、環境に配慮した低炭素社会づくりを推進してまいります。

また、昨年12月に県が行った「気候非常事態宣言」に本市も賛同したところでございます。

4 提案議案の概要

次に、本定例会に報告・提案いたします案件は、報告案件1件、専決処分の承認案件4件、補正予算案件4件、条例の一部改正案件3件、事件案件1件の合わせて13件でございます。

(繰越明許費の報告)

最初に、報告第2号につきましては、平成31年度一般会計において、予算化されていた事業の令和2年度への繰り越しを地方自治法施行令の規定に基づき、議会に報告いたすものでございます。

概要につきましては、既に前段の「諸般の報告」において担当の部長から説明を申し上げたとおりでございます。

(補正予算の専決処分の承認)

次に、議案第56号及び議案第57号の2件につきましては、法の定めにより行った専決処分について、それぞれ地方自治法の規定により議会に報告し、承認をお願いするものでございます。

まず、議案第56号「令和2年度一般会計補正予算（第4号）」につきましては、新型コロナウイルスの影響で収入が減少した事業者に対して行った事業継続緊急支援金などによるものであり、5月15日に専決処分をいたしました。

次に、議案第57号「令和2年度地域改善地区住宅改修資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）」につきましては、前年度の歳入不足にかかる繰上充用に伴うものであり、5月22日に専決処

分をいたしました。

(補正予算)

続きまして、議案第60号から議案第63号の4件につきましては、一般会計及び特別会計補正予算でございます。

はじめに、議案第60号「令和2年度一般会計補正予算（第5号）」でございます。歳入歳出にそれぞれ4億3,096万7,000円を追加し、総額を191億6,889万3,000円とするものでございます。

主なものは、新型コロナウイルス感染症緊急対策における「地方創生臨時交付金」等を活用する地域経済活性化事業やG I G A スクール構想実施事業などにかかる費用でございます。早急にご審議、ご決定をお願いするものでございます。

次に、議案第61号「令和2年度一般会計補正予算（第6号）」でございますが、市長選を控えた当初予算編成においては、義務的経費を中心とした骨格予算としたため、6月補正において、新規の施策のほか、令和2年度実施分の農業施設及び農地の災害復旧費用などを予算計上し、歳入歳出にそれぞれ11億3,051万4,000円を追加し、総額を202億9,940万7,000円といたすものでございます。

その主なものとして、農業施設、農地の災害復旧にかかる委託料、工事請負費のほか、旧北御牧プール管理棟を活用した防災備蓄庫改修工事、一般廃棄物処理基本計画の見直しにかかる委託料、ワイン用ブドウ栽培を推進するための産地生産基盤パワーアップ事業補助金、加沢池耐震改修の実施計画及び、ため池ハザードマップ作成の委託料などの増額補正をお願いするもので、国県支出金や市債などを財源とするものでございます。

次に、議案第62号「令和2年度介護保険特別会計補正予算（第1号）」につきましては、所得の少ない介護保険の加入者に対する介護保険料の軽減に伴う繰入金の財源補正でございます。

次に、議案第63号「令和2年度病院事業会計補正予算（第1号）」につきましては、新型コロナウイルスの院内感染予防対策及びオンライン診療の導入等にかかる費用につきまして、補正をお願いするものでございます。

(条例関係等)

続きまして、条例関係の議案につきましてご説明申し上げます。

議案第58号及び第59号につきましては、関係する法令の改正等に伴う既存条例の一部改正でありまして、それぞれ、5月14日に専決処分をいたしましたので、地方自治法の規定に基づき議会に報告し、承認をお願いするものでございます。

次に、議案第64号「東御市特別職の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、市長、副市長及び教育長の今任期に係る退職手当を減額するための一部改正を行うものであります。

次に、議案第65号及び第66号につきましては、関係する法令の改正等に伴う一部改正であります。

(事件案件)

最後に、議案第67号「損害賠償の額の決定について」につきましては、令和元年台風第19号に伴う大雨により発生した損害につ

きまして、その賠償額が決定しましたので、地方自治法の規程に基づき、議会の議決をお願いするものでございます。

それぞれ詳細につきましては、担当部長から申し上げます。

本定例会に提案いたします議案の概要は、以上のとおりでございます。

いずれも重要な案件でございますので、よろしくご審議をいただき、ご承認及びご決定を賜りますようお願い申し上げます。

5 むすびに

4期目の市政運営にあたり、私の所信の一端と、今定例会に提案致します議案の概要を申し上げます。

本市の将来都市像「人と自然が織りなす しあわせ交流都市 とらみ」を目指し、市民の幸せと将来に夢と希望が持てる豊かなまちの実現に向け、引き続き覚悟を持って「東御市創生」を進めてまいります。

市民の皆様並びに議員各位におかれましては、今後とも格別なるご支援・ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げ、本定例会招集のあいさつと致します。

令和2年6月4日

東御市長 花岡 利夫